

(別添)

本会議・委員会等インターネット映像配信サービス業務仕様書

1 総則

(1) 業務名

本会議・委員会等インターネット映像配信サービス業務（以下「本業務」という）

(2) 業務場所

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県議会棟本館放送調整室、鳥取県議会棟別館第1～4委員会室及び全員協議会室

(3) 目的

鳥取県議会（以下「発注者」という。）の作成する映像コンテンツをインターネット上に生中継（以下「ライブ配信」という。）及びインターネット上に録画配信（以下「VOD配信」という。）し、広く鳥取県議会の情報を配信することを目的とする。

(4) 業務期間

ア 契約期間

契約締結日から令和12年1月31日まで

イ ライブ配信及びVOD配信期間

令和7年2月1日から令和12年1月31日まで

(5) 業務概要

ア 鳥取県議会の議場（以下「議場」という。）、第1～4委員会室及び全員協議会室（以下「各委員会室」という。）で開催される本会議、委員会及び高校生議会等のイベント（以下「会議等」という。）のライブ配信及びVOD配信の実施

イ その他、発注者が指定する映像コンテンツのVOD配信の実施

ウ 映像配信で必要となる発注者施設内への設備の設置、管理及び運用（ただし、映像コンテンツ作成用設備（カメラやマイク等）は本業務の対象外）

エ ライブ配信及びVOD配信用のホームページの作成及び運用管理

オ ウの設備不具合時の対応、その原因分析、不正アクセスやコンピュータウイルス対策等の設備のセキュリティに係る対策、ユーザーサポート等、設備を円滑に運用するための保守点検

カ ライブ映像配信不具合等の現地対応

キ 発注者が指示する既映像サーバーの映像コンテンツを受注者がVOD配信可能な映像形式へ変換しVOD配信の実施（令和7年1月31日までに既映像サーバーに新たに作成された映像コンテンツを含む）

ク その他、上記業務に付随する業務

(6) その他

ア 本業務の実施にあたり、発注者施設内への機器や通信線路の設置等発注者施設の利用手続きが必要な場合は、本業務の発注担当課である議会事務局が行うこととする。

イ 本業務の円滑な運用のため発注者を支援するとともに、発注者からの調査依頼、資料請求等に対して、迅速に対応すること。

2 業務の内容

- (1) 本業務は、受注者が発注者の指示を受け、1 (5) ア、イ及びキのライブ配信及びVOD配信（以下「映像配信」という。）を行うとともに、1 (5) ウからカ及びクのとおり、運用管理、作業及び映像配信に係る機器の設置、管理並びに不具合時の現地対応を含む保守等を行う。

(2) 映像配信の運用に当たって必要な機器、機材、通信回線の敷設、配線及びソフトウェア等については、受注者が調達及び設置し、かつ運用管理を行うこと。1 (5) の業務は、ASPサービスとする。

なお、配信用設備のうち、映像コンテンツの作成に係るカメラやマイク等は本業務の対象外とする。

(3) 映像配信は、ストリーミング方式で配信すること。

(4) 受注者は、視聴者がライブ配信の視聴やVOD配信のコンテンツの検索及び視聴が容易にできる映像配信専用のサイト（以下「配信サイト」という）を提供すること。この配信サイトのデザイン、画像及び色合い等に関して、発注者と協議して作成することとし、ウェブアクセシビリティ（JIS X 8341-3:2016）に配慮すること。

(5) 本業務で提供される配信サイト、ライブ配信及びVOD配信は、一般に広く使用されているWindows、MacOS、iOS、Android等のOSがインストールされた端末で利用、視聴できること（マルチデバイス対応）。また、視聴できるブラウザは、一般的に利用の多い、MicrosoftEdge、Firefox、Safari、Chrome等とすること。

なお、前述のOSやブラウザ等のバージョンアップや一般に広く使用される新たなOSやブラウザ等による本業務のライブ配信やVOD配信が視聴できるよう努めること。

(6) 受注者は、ライブ配信及びVOD配信の視聴件数等発注者が指定する情報を集計し、発注者の求めに応じ報告すること。

(7) 受注者は、映像配信に障害などが発生した際は速やかに復旧し、以降の運用に支障が出ないように対策を施すこと。また、視聴者から本業務に係る問い合わせ等があった場合、受注者は発注者が回答を行う際の支援を行うこと。

(8) 発注者が所有する映像メディアを、受注者の映像配信に適した配信形式に変換して、VOD配信すること。

3 ライブ配信

(1) 議場及び各委員会室から行われる会議等を発注者が撮影し作成した映像コンテンツのライブ配信を行うこと。

(2) (1) について、発注者がライブ配信を行わないよう指示した場合はこれに従うこと。ライブ配信を行う会議等の予定については、開催が決定次第、発注者から受注者へ速やかに通知するものとする。

(3) ライブ配信のビットレートは、利用者の使用回線の種別に関わらず、最適な映像の提供が可能であるよう256Kbpsから600Kbps程度までのマルチビットレート対応が可能であること。

(4) 配信サイトに発注者から提供のあった会議名および会議等中継が開始されている旨を表示すること。

(5) 配信サイトには、映像とともに発注者が作成する委員会等の概要及び資料等を載せたホームページへのリンクを表示をすること。

(6) ライブ配信の公開前に配信サイトの内容と映像を確認するなど、実際に配信を行う配信サイトと同じ機能の確認用の配信サイト（以下「確認用サイト」という。）を用意し、事前に発注者による公開前確認を受け、承認を得た後に公開すること。

なお、確認用サイトはIDとパスワードにより保護すること。

(7) ライブ配信と同時にエンコードシステムに配信映像が蓄積され、同時に受注者の映像配信拠点（以下「配信センター」という）にも同じ映像が蓄積されること。なお、エンコードシステムで蓄積されたデータに問題等がある場合は、発注者が配信センターに蓄積された映像データを使用できるようにすること。

(8) 発注者は、ライブ配信を行う際、受注者に対してライブ配信当日の原則1営業日以前に連絡

を行うことで、ライブ配信サービスを使用できるものとする。ただし、発注者から急遽ライブ配信サービスの利用希望があった際は、速やかにライブ配信サービスを使用できるよう対応すること。

- (9) インターネット公開する会議等以外に、発注者内の情報共有のため発注者内部で完結する会議等を実施する際に、確認用サイトを使用する場合がある。

この場合の確認用サイトのIDとパスワードは、3(6)のIDとパスワードとは別に発行することとし、毎年4月1日に受注者側でパスワードを変更し、発注者側に通知すること。

4 VOD配信

- (1) 3のライブ配信の映像をもとに発注者が編集した映像データを受領した翌営業日中までに、VOD配信が可能な状態とすること。その編集データのファイル形式などは、事前に発注者と協議を行うこととする。なお、ライブ配信の終了が深夜に及ぶなどの理由により翌営業日中のVOD配信が困難な場合は、発注者と協議を行いVOD配信期日を決定するものとする。
- (2) VOD配信のビットレートは、利用者の使用回線の種別に関わらず、最適な映像の提供が可能であるよう256Kbpsから600Kbps程度までのマルチビットレート対応が可能であること。
- (3) 配信サイトに発注者から提供のあった委員会名及び録画中継である旨を表示すること。
- (4) 配信サイトには、映像とともに発注者が作成する会議等の概要及び資料等をのせたホームページへのリンクを表示すること。
- (5) VOD配信している映像データを発注者が編集した場合は、発注者の指示に基づき変更後の映像データ等を随時VOD配信すること。
- (6) 当該委員会等終了後から少なくとも1年間はVOD配信を継続すること。VOD配信が終了した委員会等の映像は、発注者に確認後、速やかに消去すること。
- (7) VOD配信の公開前に配信サイトの内容と映像を確認する為、確認用サイトで事前に発注者による公開前確認を受け、承諾を得た後に公開すること。
なお、確認用サイトはIDとパスワードにより保護すること。
- (8) 受注者の設備のメンテナンス等でサービス停止する場合を除き、原則365日24時間配信すること。
- (9) VOD配信を開始する時は、発注者にそのリンク先を提出すること。

5 配信サイト

- (1) ライブ配信及びVOD配信の検索、視聴をパソコンに不慣れな方でも分かりやすく操作できる専用の配信サイトを提供すること。県のホームページにある既存のインターネット映像配信サイト (<https://www.pref.tottori.lg.jp/streaming/>) (以下「既存配信サイト」という) を参考とするが、既存配信サイトの構成を指定するものではない。また、VOD配信においては、少なくとも会議等開催日及び会議等の名称で検索できるものとする。
- (2) 配信サイトは、現在運用中の鳥取県ホームページの画面よりリンクで表示できること。また、直前の鳥取県ホームページに再リンクできること。
- (3) パソコン、スマートフォン等のデバイスを自動的に検出し、最適なユーザーインターフェースを視聴者に意識させずに表示させること。
- (4) 視聴者が視聴する際、再生開始までに時間が掛からず、再生ボタンをクリックしてから3秒以内に動画が動き出すこと。また、映像再生画面ではシークバーを操作することで、任意の位置より視聴できることとし、その際、再生開始まで時間が掛からず、3秒以内に動画再生ができること。タイム表示(現在/全体)を付けること。
- (5) 映像配信サイトは、音声読み上げソフトや音声ブラウザの利便性を考慮してページの構成にフレーム機能は使用しないこととし、ウェブアクセシビリティ(JIS X 8341-3:2016)に配慮

すること。

- (6) 受注者は映像配信サイトの細部のデザインや色の変更等に関して、契約期間中は発注者の指示を受け無償で対応すること。

6 本業務に係る通信線路

- (1) 配信センターから受注者が設置する鳥取県庁内のルーターまでは、光回線（例：フレッツ光ネクスト等）を用いること。また、回線の信頼性を上げるための工夫（VPN網等）をすること。
- (2) 鳥取県議会本会議のライブ中継を含め、6回線同時にライブ配信することができる環境を整えること。
- (3) 庁舎内の通信線路を必要とする場合は、受注者側で確認し敷設すること。
- (4) 配信センターは複数個所設置することとし、地理的冗長性を考慮し少なくとも1つは鳥取県外に設置すること。
- (5) 各配信センターからインターネットへは異なるISP、キャリアを用い、障害や過負荷への対応が可能な冗長構成であること。また、各配信センターからインターネットへの通信回線は、それぞれ1Gbps（ベストエフォート）以上の通信帯域を有すること。

7 障害対応

- (1) 障害の発生については、発注者又は受注者が発見し次第、受注者又は発注者に連絡し、受注者が機器の修繕及び交換等必要な対応を迅速に行うことともに、障害対応中であることを配信サイトに表示すること。また、障害を回復した後、障害の内容とその原因、対応状況等を発注者に報告すること。
- (2) ライブ配信日の障害発生は、発注者の求めに応じて直ちに現場に急行し、復旧作業内容を発注者と協議し、発注者の了承を得てからその作業を開始すること。また、障害対応中であることをライブ映像を配信している配信サイトに表示すること。
特にライブ配信中に障害が発生した場合は、30分以内に現場対応が開始できる体制であること。

8 保守及び運用

- (1) 本業務の実施に当たり、受注者は業務に精通した業務責任者及び代行を選任し、その旨を発注者に届け出なければならない。また、業務責任者及び代行に変更が生じた際も同様とする。
- (2) (1)の業務責任者又は代行は、発注者と連絡を密にして、本業務を完全遂行すること。
- (3) 本業務に係るシステムの監視、安定したサーバー運用及び使用状況の確認等を行い確実な映像配信を提供すること。
- (4) 会議等が開催される日の1週間前までの間に発注者は映像配信テストを行うので、発注者からの事前連絡に基づき受注者は映像配信に関する一連の動作確認を行い、発注者に報告すること。日程及び確認方法については事前に発注者の承諾を得ること。
- (5) 会議等開催日はライブ配信を実施するまでに、発注者からの指示により配信のための通信確認、ライブ映像の確認を行うこと。
- (6) 受注者は発注者施設に設置するエンコードシステムの状態確認及びその設定変更などを配信センター等から遠隔操作が可能であること。
- (7) 本業務に係る設備のメンテナンスなどで映像配信の停止を行う場合にはあらかじめ発注者に連絡を行うこと。
- (8) 視聴者から本業務に係る問い合わせ等があった場合、受注者は発注者が回答等を行う際の技

術的支援を行うこと。

- (9) VOD配信を行った映像（以下「成果品」という）は、VOD配信を開始した後、当該年度に配信した映像ファイルを、mp4形式でDVD若しくはBlu-ray Disc等記録メディアに格納して、各年度末までに1部提出すること。ただし、令和11年度分については、契約終期までに提出すること。

9 セキュリティ

- (1) 業務の遂行に当たって情報セキュリティの確保に努めること。
- (2) 本業務に係る映像配信サーバー等の情報機器に関して、OSを含むソフトウェア等は、不具合の無いよう適切にベンダー等から提供されるパッチ（更新プログラム等）の適用等を行うこと。ただし、最新の状態への更新は、事前に動作検証及びシステムへの影響を考慮した上で実施すること。
- (3) 映像配信サーバーへのアクセス状況を適切に記録（ログファイルの収集）し、管理すること。
- (4) Webアプリケーションの診断を定期的に行うことで、システムの脆弱性を把握するとともに、脆弱性が発見された場合は、速やかに対策を行うこと。

10 現地設置機器等

- (1) 本業務に要する機器等はすべて受注者が用意するものとし、機器構成及び通信環境は、映像及び音声の品質を確保するための十分な機能を備えていること。
なお、配信用設備のうち、映像コンテンツの作成に係るカメラやマイク等は本業務の対象外とする。
- (2) 本業務で使用する機器等（ソフトウェア含む）は、不具合なく作動するとともに、障害が発生した場合は迅速に対応できるものであること。また、開発メーカーのサポート期間内のものであること。
- (3) 発注者施設内に設置するエンコードシステム機器は、発注者に取扱い方法及び操作説明等を行い、操作に係る資料を1部各機器設置場所に備えておくこと。
- (4) 技術革新の進展及び配信環境の変化等に応じて、適宜、ソフトウェアのアップデートを無償で行うこと。ただし事前に動作検証及びシステムへの影響を考慮した上で実施すること。
- (5) 発注者はライブ配信用の映像信号をネットワークカメラ等の撮影システム（以下「撮影システム」という。）から提供する。受注者において、この映像信号を受け配信用の映像を遅滞なく作成し、円滑にライブ配信するようエンコードシステム機器等必要な設備を発注者施設内に設置すること。

別図にシステム構成例を示す。以下は、一例でありこれらの機器を指定するものではない。

ア エンコード用パソコン（6台、放送調整室及び各委員会室に設置）

(ア) デスクトップ型のパソコン。マウス、キーボード、モニター（大きさは10インチ以上、エンコードシステムの操作が可能であること）等、必要な機器が付属。

(イ) OSはマイクロソフト社のWindows11以上。

(ウ) ソフトウェアでエンコードする場合は、エンコード用ソフトはインストール済とする。

(エ) 発注者の提供する映像信号を遅滞なくエンコードできること。

(オ) VOD配信用のコンテンツをUSB接続又は光学メディアで持ち込みエンコードを可能とすること。

(カ) 商用コンピュータウイルス対策ソフトを導入して、最新のパターンファイル適用されていること。

(キ) CPUはインテルCorei5-12400プロセッサ（2.5GHz）以上、メインメモリは8GB以上、ス

トレージ容量は256GB（SSDタイプ）以上の能力及び内臓スピーカー、1000BASEの有線LANポートを有するパソコンとする。

イ 映像編集用パソコン（1台）

- (ア) 映像編集用ソフトはインストール済とする。
- (イ) 受注者の配信センターへアップロード機能を持つ。
- (ウ) アのエンコード用パソコンと兼用することは可能。ただし兼用する場合は、兼用するパソコンのモニターは編集作業がスムーズに行えるサイズのものとする。
- (エ) VOD配信用のコンテンツをUSB接続又は光学メディアで持ち込み編集を可能とすること。
- (オ) 商用コンピュータウィルス対策ソフトを導入して、最新のパターンファイル適用されていること。
- (カ) ア（キ）と同等以上とする。

ウ 無停電電源装置

ア、イ及びエ等受注者が発注者施設内に設置する機器のうち映像配信に必要な機器の電源を1時間程度賄うことのできる無停電電源装置。

エ ルーター

- (ア) 6（2）で示す同時6回線のライブ配信が可能なるものであること。
- (イ) LANポートは6ポート以上を有し、1000BASE-Tの通信規格に対応していること。
- (ウ) メディアコンバーター等を介して、光回線網を利用できること。
- (エ) 配信センターと本ルーター間でVPN接続を可能とするVPN機能をもつこと。

オ 通信線路

- (ア) 光回線（終端装置含む）
- (イ) LAN配線
カテゴリー5e以上とする。

カ その他

- (ア) 各機器及び撮影システムを接続するケーブル類
- (イ) その他必要な機器

(6) 映像編集用設備の設置

- ア 受注者は、発注者が任意に配信用映像を編集できる機器を設置すること。
- イ アの機器は、発注者が持ち込んだ映像又は編集した任意の映像を受注者の配信センターへ送ることができるものとする。受注者は、発注者の指示により、この映像をVOD配信すること。
- ウ アの機器による映像編集について、操作説明書を作成し発注者に操作方法を説明すること。
- エ アの機器の機能は（5）で設置する機器に含めることができる。

(7) 受注者は適宜、機器等の保守及び点検を行うこと。

11 現地作業

- (1) 現地作業の内容は、必要に応じて、発注者及び関係部局と協議を行うこと。
- (2) 各機器等の搬入に当たっては、既存施設部分を損傷しないよう適切な養生を行うこととし、損害を与えた場合は、受注者の責任において修復すること。加えて、導入した機器については、転倒防止、落下防止措置をすること。
- (3) 機器設置及び各機器の接続終了後は、各機器が仕様書記載の機能を満足するよう調整し、問題がないことを確認すること。

12 既コンテンツのVOD配信

- (1) 発注者のもつMP4形式の映像メディアを、受注者の映像配信に適した配信形式に変換し、受注者の配信センターからVOD配信することし、発注者にそのリンク先を提出すること。
- (2) (1) でVOD配信するコンテンツは、発注者の指定するものとする。

13 その他

(1) 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(2) 資料提供

ア 受注者から発注者に対し、本業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、発注者と受注者が協議の上、発注者は受注者に対し、無償でこれらの提供を行う。

イ 受注者は、発注者から提供された本業務に関する資料等（以下「提供資料等」という。）を善良なる管理者の注意をもって管理し、保管し、かつ、本業務以外の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。

ウ 受注者は、本業務に係る契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は提供資料等が本業務遂行上不要となった場合、遅滞なく提供資料等を発注者に返還し、又は発注者の指示に従った処置を行うものとする。

エ 発注者及び受注者は、アからウまでにおける提供資料等の提供、返還その他処置等について、書面をもってこれを行うものとする。

(4) 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がある材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担するものとする。

(5) 追完請求権

ア 発注者は、成果物の引渡し後、当該成果物が仕様書又は双方協議の内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当な期間を定めて発注者の指示した方法により無償で補修、代替物の引渡し又は不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

イ アの規定により、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は受注者に対して代金の減額を請求することができる。

ウ ア及びイの規定は、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及びこの契約の解除を妨げるものではない。

(6) 著作権

ア 受注者は、本業務の履行過程で生じた成果品に係る全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）の第29条及び第28条の権利を含む。）を、成果品を納入したとき又は発注者の閲覧が可能となったとき、発注者に無償で譲渡するものとする。

イ 前項の規定による著作権の譲渡があった場合、受注者は著作者人格権を行使しないものとする。

(7) 損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により、本業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(8) 守秘事項等

- ア 本業務における成果品（中間成果品を含む。）については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用したりしてはならない。
- イ 本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ウ ア及びイの規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(9) 個人情報の保護

受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。この契約が満了し、又はこの契約が解除されたときは、受注者が保有する発注者の関係資料及び受注者のシステムへ登録した情報等を全て発注者に返還し、速やかに受注者のシステムから発注者の情報を完全に消去しなければならない。

受注者は、(10)の規定により本業務を発注者の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して、特記事項を遵守させなければならない。

(10) 再委託の禁止

- ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - (ア) 本業務に係る再委託の契約金額が再委託する年度の年度委託料の額の50パーセントを超える場合
 - (イ) 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合
- ウ アの承認により受注者が第三者に再委託を行う場合、受注者は、再委託先に本業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負担させるものとする。

(11) 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

(12) 完了報告及び検査

受注者は、本業務を完了しサービス提供できる状態になったときは、10日以内に業務完了報告書を発注者に書面で提出し、それが受理されたときから10日以内に発注者の検査を受けなければならない。

(13) 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

(14) 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起又は調停（発注者と受注者が協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。ただし、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第6条第1項に規定する場合には、大阪地方裁判所を合意管轄裁判所とする。

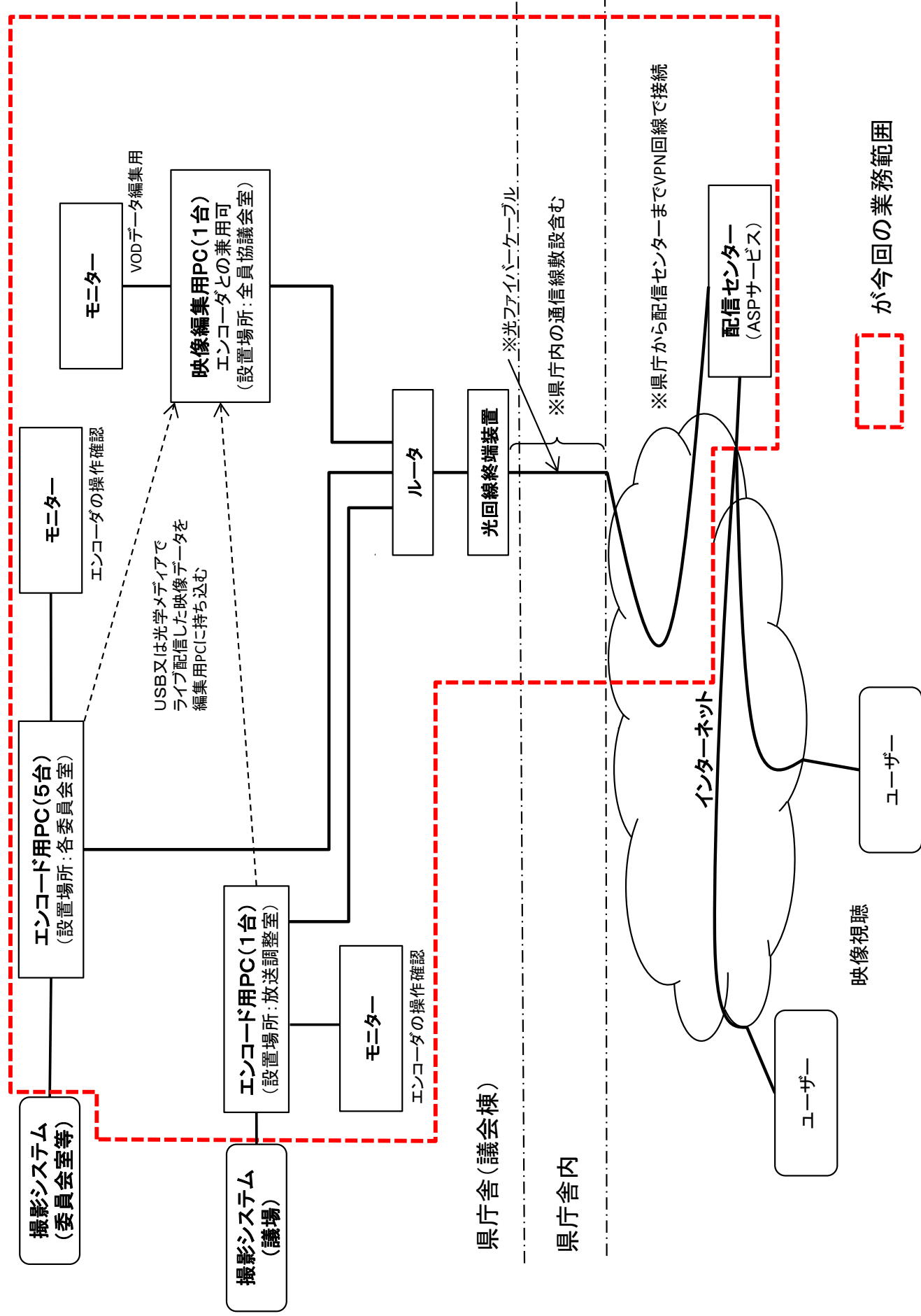
(15) 作業場所の特定

受注者は、本業務の履行に当たり、作業場所（住所、事業所名等）を特定するものとし、受注者は、発注者に無断で当該作業場所以外での作業を行ってはならない。

(16) その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

システム構成例(概要図)



個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、この調達に係る業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受注者は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この調達に係る契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外保有・利用の禁止)

第3条 受注者は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

(再委託等の禁止)

第5条 受注者は、業務を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者が書面により承諾した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、受注者は、この調達に係る契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。この場合において、受注者は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

(個人情報の引渡し)

第6条 業務に関する発注者受注者間の個人情報の引渡しは、発注者が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 受注者は、業務を行うために発注者から個人情報の引渡しを受けるときは、発注者に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

(複製・複写の禁止)

第7条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務において利用する個人情報（業務を行うために発注者から引き渡され、又は受注者が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理措置)

第8条 受注者は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、発注者と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(事故発生時における報告)

第9条 受注者は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る受注者の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに発注者に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 発注者は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

第10条 受注者は、この調達に係る契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに発注者に対し返還し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この調達に係る契約又は業務の終了時に、発注者が別に指示したときは、受注者は、業務において利用する個人情報を廃棄（消去を含む。以下同じ。）するものとする。この場合において、受注者は、個人情報の廃棄に際し発注者から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

3 受注者は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された電磁

的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

- 4 受注者は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、発注者の求めに応じて、当該記録の内容を発注者に対し報告しなければならない。

(定期的報告)

第11条 受注者は、発注者が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について書面で報告しなければならない。第5条第1項ただし書により再委託先がある場合も、同様とする。

(監査)

第12条 発注者は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、受注者（再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。）に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

- 2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第13条 受注者の責めに帰すべき事由により、受注者が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

- 2 受注者又は受注者の従事者（再委託先及び再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、受注者は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の場合において、発注者が受注者に代わって第三者の損害を賠償したときは、受注者は遅滞なく発注者の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14条 発注者は、受注者が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この調達に係る契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(死者情報の取扱い)

第15条 受注者が業務を行うために死者情報（鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。